

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 4 月からの受診旅費の取扱いの改正について

神奈川労働局労働基準部健康課

健康管理手帳による健康診断の受診旅費の取扱いについて、厚生労働省労働基準局から都道府県労働局あてに通知があり、令和 8 年 4 月 1 日以降に健康診断を受診した場合の旅費が改正されました。

改正内容は下記のとおりです。

(受診旅費の取扱いに関する今回の改正内容)

- ・ 自家用自動車を使用した場合の燃料代の金額について、領収書の添付等による適切な算出が困難な場合の計算方法が、「18 円/km」から「16 円/km」に変わりました。